

「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）の対応について

2020年9月18日  
戦略研究推進部

## 1. 背景

文部科学省が発表した「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日）や、政府が閣議決定した「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日）において、我が国の研究力向上に向け、研究者が研究に専念できる研究環境の整備に関する検討が進められている。

この度、文部科学省における「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行にかかる経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年5月22日文部科学省研究振興局、科学技術・学術制作局、高等教育局申し合わせ）が決定された。これに基づき、JSTでは、「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和2年9月17日に公開された。この「JST実施方針」に基づいて戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）での実施方針を以下の通り定める。

### ※参考資料

競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行にかかる経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について（令和2年5月22日付）

[https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\\_sinkou02-000007712-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-000007712-01.pdf)

JST実施方針

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

## 2. 戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X）における実施方針

「JST実施方針」を踏まえ、直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）については、以下のとおりとする。

### （1）対象事業

CREST、ACCEL、さきがけ、ACT-X

### （2）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、上記（1）の対象事業の研究代表者（以下、「PI」という）。

但し、さきがけ専任研究者および、ACT-X PIが学生の場合は対象外とする。

### (3) 支出可能となる経費

「JST実施方針」の定めるとおり、研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PI本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等。なお「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行にかかる経費（以下、「代行経費」という。）の支出を可能とする。バイアウトの適用によって確保される時間（エフォート）は、バイアウトを実施した研究プロジェクトに対してのみ、適切に充当すること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付期・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

### (4) 支出額

「JST実施方針」に定めるとおり、1プロジェクト当たりの直接経費が平均年額1,500万円を超えないJST競争的研究費事業においては、各プロジェクトにおける各年度の直接経費の20%を支出上限とすることから、さきがけは200万円、ACT-Xは30万円を支出上限額として設定する。CREST、ACCELについては、支出上限額は設定しない。

### (5) 研究機関において実施すべき事項等

「JST実施方針」に定める内容どおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・研究者の研究時間の確保という、バイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・PIが希望する業務の代行に関し、当該PIとの合意に基づき、その内容や費用等の必要な事項について各研究機関のバイアウト制度の仕組みに沿った代行要員の確保等により代行を実施すること。
- ・複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。
- ・直接経費によりPI人件費が支出される場合においては、特に適切なエフォート管理に留意すること。

### (6) 実施計画への反映等

バイアウト経費の計上は、研究計画書の記載要領に従い行うものとする。なお、研

究計画が変更になる場合、支出上限額を超えない範囲においては費目間流用ルールに基づき対処することができるものとする。なお、当初計画になく期中に計画を見直してバイアウト経費の計上を行う場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前に当該事業へ確認をすること。

(7) 実施開始時期

① 令和2年度新規採択課題

令和2年度採択時から導入

② 上記以外

令和3年4月から導入（予定）

以上